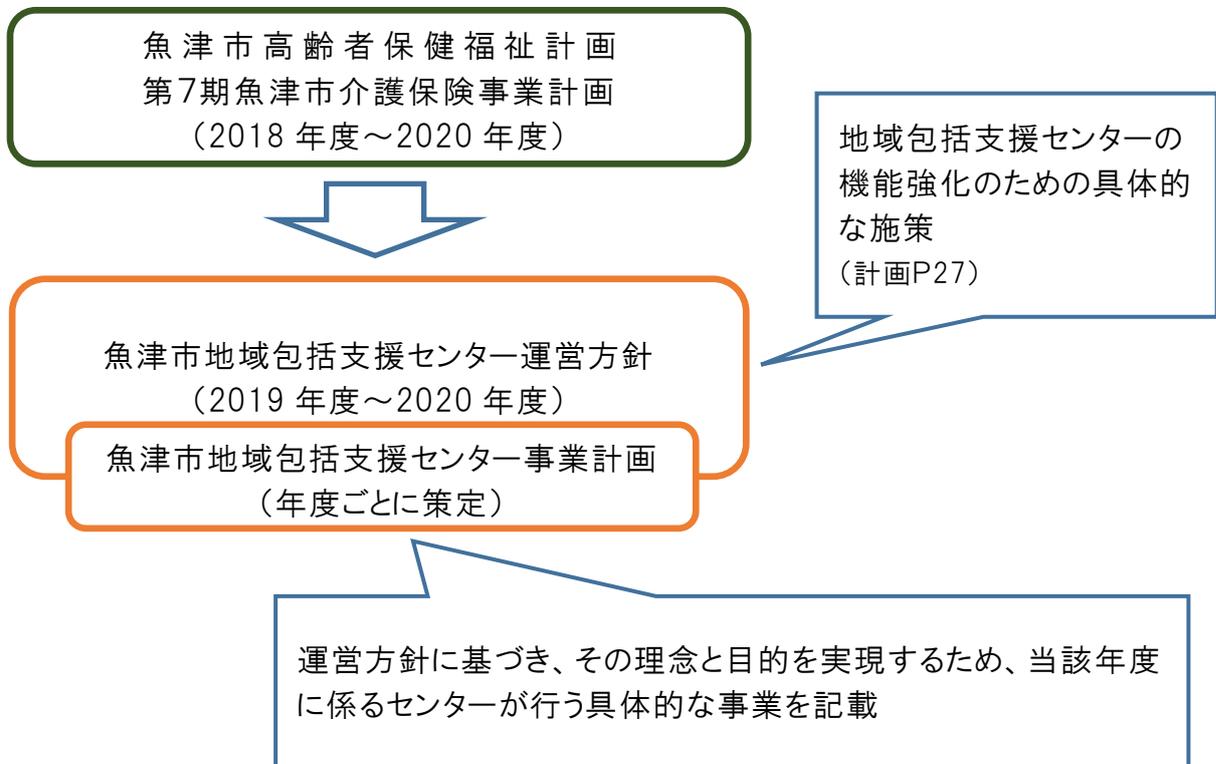


魚津市地域包括支援センター運営方針について

【策定の目的と位置づけ】

平成30年3月に策定した魚津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、「計画」という）では、包括的在宅生活支援体制の推進を基本目標の一つに掲げ、その具体的な方策の一つに、地域包括支援センター（以下、「センター」という）の機能の強化と魚津市地域包括支援センター運営方針の策定を明記しました。

本方針は、センターの運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、センターの円滑で効率的な実施に資することを目的に策定します。また、本方針は、計画を踏まえることとしていることから、期間は同じとします。



【国の方針を受けての対応】

本方針は、厚労省老健局長通知「地域支援事業の実施について(H18.6.9)」、同老人保健課長通知「地域包括支援センター設置運営について(H18.10.18)」、一般財団法人長寿社会開発センター「地域包括支援センター業務マニュアル」を参考に作成。なお、国の方針等により改正された場合は、最新を優先することとします。